

合併協定項目調整方針

1 目的

鹿児島市、吉田町、桜島町、喜入町、松元町及び郡山町（以下「1市5町」という。）の行政は、これまでの長い歴史の中で構築、運営されてきており、行政サービスや負担水準がそれぞれ異なっている。

1市5町が合併するとすれば、各市町において実施している行政制度や事務事業等は、住民生活に及ぼす影響などについて配慮しながら、一本化の調整を行う必要があるため、合併協定項目の調整方針を定めるものとする。

2 基本原則

- (1) 1市5町の行政制度等の調整にあたっては、合併後の市の将来像を展望するとともに、合併後における速やかな一体性の確保を図るものとする。
- (2) 調整にあたっては、住民生活に十分配慮するとともに、効率的な行財政の運営に留意するものとする。

3 基本的区分

1市5町の行政制度等の具体的な調整は、おおむね次の区分によるものとする。

- (1) 1市5町のこれまでのまちづくりの歴史に配慮し、合併後も現行どおり存続させるもの、一元化を図るもの又は廃止するものに区分する。
- (2) 一元化を図るものは、統合又は再編に区分する。

4 調整にあたっての留意事項

- (1) 鹿児島市の行政制度等は、合併後の市においても原則として存続するが、1市5町間で補助率や負担割合などが異なるものの調整については、鹿児島市の制度を基本にして検討する。
- (2) 5町において各町が単独又は複数の町で実施している行政制度等については、その有効性並びに財政に及ぼす影響等を勘案して調整する。

〔 参 考 〕

調整の基本的区分（図示）

